奈良市東部地域における学校給食用物資配送業務委託契約書（案）

奈良市（以下「委託者」という。）と　　（以下「受託者」という。）は、奈良市東部地域における学校給食用物資配送業務について、次のとおり委託契約（以下本契約という）を締結する。

（総則）

第１条　奈良市東部地域における学校給食用物資配送業務について、受託者はこれを遂行することに努めるものとする。

（委託内容）

第２条　この契約の内容は次のとおりとする。

１　奈良市東部地域の奈良市立小・中学校給食用物資の運搬及び物資格納庫の管理保管

２　委託料　　金　　円也

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　円）

３　委託期間　　令和９年４月１日～令和１０年３月３１日

４　物資の管理保管場所

〇〇〇〇〇〇〇　　〇〇〇〇〇

５　学校給食用物資受領場所

〇〇〇〇〇〇〇　　〇〇〇〇〇

６　学校給食用物資納入場所

奈良市立柳生小学校給食室

（奈良市立柳生小学校、興東小学校、興東館柳生中学校分）

都祁学校給食センター

（奈良市立都祁小学校、都祁中学校、月ヶ瀬小・中学校、田原小・中学校分）

７　搬入時間

学校及び学校給食センターと調整のうえ、給食調理に支障のないように配慮する。

８　契約保証金

奈良市契約規則第 23 条第 2 項第 3 号の規定により免除する。

（物資格納庫の管理保管）

第３条　奈良市東部地域の奈良市立小、中学校に運搬する学校給食用物資を、受託者設置の学校給食用物資格納庫に受け渡し時間まで責任を持って管理保管するものとする。

（再委託等の禁止）

第４条　受託者は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

２　受託者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けなければならない。この場合において、受託者は、当該第三者の委託業務の履行について一切の責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第５条　受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（業務完了の報告及び確認等）

第６条　受託者は、委託業務を完了したときは、配送業務委託完了届を委託者に提出しなければならない。

２　委託者は、前項の届出を受理したときは、委託業務の履行について確認し、完全に履行されていない場合は受託者に対し履行を求めるものとする。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして、委託者の確認を受けるものとする。

（委託料の支払）

第７条　第２条第２項に規定する委託料は、受託者が本契約に基づく業務を履行した月ごとに分割して支払う（ただし、８月分については同月の給食実施日数が少ないため、９月分と合わせて支払う）ものとし、各月の支払金額は以下のとおりとする。

支払回数	対象月	支払金額
第１回	令和９年４月	円
第２回	令和９年５月	円
第３回	令和９年６月	円
第４回	令和９年７月	円
第５回	令和９年８月・９月	円
第６回	令和９年１０月	円
第７回	令和９年１１月	円
第８回	令和９年１２月	円
第９回	令和１０年１月	円
第１０回	令和１０年２月	円
第１１回	令和１０年３月	円

２　委託者は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から３０日以内に、委託料を受託者に支払うものとする。

３　この契約締結後、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）等の改正等によって消費税及び地方消費税額に変動が生じた場合は、委託者はこの契約を何ら変更することなく委

託料に当該改正等後の消費税法等に基づき相当額を加減して支払う。

（運搬上の責任）

第８条　受託者は、学校給食用物資を誤った納入場所に搬入した場合、直ちに委託者及び関係する納入先へ報告するとともに、自己の責任と負担において、当該物資を正しい納入場所へ速やかに転送しなければならない。転送に当たっては、物資の衛生及び品質を損なわないよう適切に取り扱うものとする。なお、学校給食用物資のため、これを運搬する車内には危険性のある物資との混載をしてはならない。

（受渡し方法）

第９条　受託者は受渡しに当たって学校長又はセンター長の指定する場所に学校長又はセンター長（代理人を含む。以下同じ）の確認を受けて学校長又はセンター長に伝票と共に納入するものとする。

（履行遅滞等）

第１０条　受託者の責めに帰すべき理由により委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間満了後相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、委託者は、違約金（次項の規定により計算した額が１，０００円未満であるときは、これを要しない。）を付して委託期間を延長することができる。

２　前項の違約金は、委託料につき、延長日数に応じて年３．０パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定による財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）を乗じて計算した額とする。

３　委託者の責めに帰すべき理由により、第７条第２項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、委託者は、未払金額につき、遅滞日数に応じて、前項に規定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受託者に支払うものとする。ただし、当該額が１００円未満であるときは、この限りでない。

（委託業務の内容の変更等）

第１１条　委託者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、委託業務の内容を変更し，又は委託業務の処理を一時中止することができる。この場合において、委託料又は契約期間を変更する必要があるときは、委託者受託者協議して書面によりこれを定めるものとする。

（遵守事項）

第１２条　本業務の遂行にあたり、受託者は次の事項を遵守するものとする。

（１）第２条の一切の業務について、委託者の指示に従い、全て受託者の責任において履行するものとする。

（２）受託者は、本契約を誠実に履行するため、受託者の所有する車両のうち、委託者の貨物運送に配車すべき車両及び乗務する運転乗務員を委託者にあらかじめ登録するものとする。

（３）委託者がこの契約による業務に従事する、前項で受託者が委託者に登録した車両及び乗務員を不適格と認めた場合、委託者は受託者に対してその車両及び乗務員の交換及び交替を請求できるものとする。

（４）受託者は、本契約による業務に従事中、第三者と紛争を生じた時は、受託者の責任において解決を図るものとし、委託者に対していささかの迷惑をかけないものとする。

（５）本契約の業務遂行を困難にする事情が発生した場合は、その理由の如何を問わず受託者は速やかに委託者に報告し、その指示を求め、当該業務に支障を生じさせないよう配慮しなければならない。

（秘密保持）

第１３条　受託者及びその業務の従事者（従事していた者も含む。）は、委託業務の処理上知り得た事項を他に漏らし、又は自己の利益のために使用し若しくは不当な目的に使用してはならない。この契約の終了後、又は契約が解除された場合も同様とする。

（損害賠償）

第１４条　受託者は、学校給食用物資格納庫の管理保存に関しその責任を怠った場合、又は運送途中学校給食用物資が破損又は紛失した場合は、相当額の賠償をするものとする。

（契約の解除）

第１５条　委託者又は受託者が本契約の各条項に違反したときは、委託者又は受託者は何ら催告の手続きを要することなく本契約を直ちに解除することができるものとする。

２　契約期間中に委託者又は受託者が自己都合により、本契約を解除しようとするときは、その３箇月前までに書面により相手方に申し入れなければならない。

３　天災地変、又はその他不可抗力等、委託者、受託者の責に帰することのできない事由により、本契約業務の遂行が困難となった場合、委託者又は受託者は、相手方にその事由を書面で通知することにより本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

４　受託者が、差押、仮差押、破産、会社整理、会社更生の申立がなされたときは、本契約は自動的に解除されるものとする。

５　委託者は、受託者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（５）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（７）受託者が、（１）から（５）までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（（６）に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（８）受託者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を委託者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

６　委託者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として契約金額の１０分の１に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

７　第５項の規定によりこの契約を解除した場合において、既納物品があるときは、委託者は、その代価を支払って、当該物品の全部又は一部をその所有とすることができる。なお、受託者がこれにより被る損害については、委託者はその責めを負わない。

（談合その他の不正行為による解除等）

第１６条　委託者は、受託者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）公正取引委員会が受託者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 64 条第 1 項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第４９条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第 62 条第１項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

（４）受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

２　前条第６項及び第７項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

３　受託者はこの契約に関して、第１項各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、契約金額の１０分の２に相当する金額を委託者に支払わなければならない。ただし、同項第１号から第３号までに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に該当する行為である場合その他委託者が特に認める場合は、この限りではない。

４　前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

（管轄裁判所）

第１７条　この契約について訴訟等の生じたときは、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第１８条　この契約に定めのない事項又はこの契約の各項に疑問が生じた時は委託者、受託者双方協議の上定めるものとする。

上記契約を証するため、本書２通を作成し、委託者、受託者各押印の上各自でその１通を保有するものとする。

令和８年　月　日

委託者　　奈良市二条大路南一丁目１番１号
奈良市
奈良市長　　仲　川　　元　庸

受託者